

岩手県告示第797号

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

平成29年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所 在          | 地 番 | 地 目 | 面 積   |
|--------------|-----|-----|-------|
| 北上市和賀町岩崎新田大東 | 58番 | 田   | 3,033 |
|              | 59番 | 田   | 2,882 |
|              | 60番 | 田   | 2,396 |
|              | 61番 | 田   | 1,689 |

2 裁定に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に係る情報

(1) 所有者として登記されている者 和賀郡和賀町長沼9地割120番地 近藤重次郎

(2) 所有者として登記されている者以外の裁定に係る農地の所有者等に係る情報 別紙のとおり。

3 利用権の内容 畑として耕作すること。

4 利用権の始期及び存続期間

| 利用権の始期    | 存続期間 |
|-----------|------|
| 平成30年2月2日 | 5年間  |

5 借賃に相当する補償金の額 250,000円

6 補償金の支払の方法 利用権の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に供託する。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。